

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 二七〇
- 生活保護法による指定医療機関の名称を変更した旨届出があった件 二七〇
- 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件 二七四
- 新たな土地改良事業を行うことを適当と決定した件 二七五
- 保安林の指定施業要件を変更する旨通知があった件四件 二七五

告 示

福島県告示第四百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十年五月十一日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
廣田診療所	西白河郡西郷村大字真船字小萱一五一	平成三〇年四月三日
福島県ふたば医療センター 附属病院	一 双葉郡富岡町大字本岡字王塚八一七一 二	同 月一日

桜ヶ丘デンタルクリニック 相馬市中村字川沼四六番地

同 日

(社会福祉課)

福島県告示第四百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨届出があった。

平成三十年五月十一日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地
変更前 福島県立大野病院附属ふたば復興診療所	一 双葉郡楡葉町大字北田字中溝二八九一
変更後 福島県ふたば医療センター附属ふたば復興診療所	

(社会福祉課)

福島県告示第四百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

平成三十年五月十一日

福島県知事 内堀雅雄

氏 名	住 所	施 術 所 名	施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
尾形一磨	福島市方木田字北白家二〇一五	アメリカ整骨院	福島市南矢野目荒屋敷五三一	平成三〇年三月二日

佐藤伸二	同 市瀬上町 字北論田四 四一ス リ一ホームナ カムラ一〇三	かまた鍼灸整 骨院保原院	伊達市保原町八一 二	同 月二六日
------	--	-----------------	---------------	-----------

(社会福祉課)

福島県告示第四百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第八
条第一項の規定により、会津東部土地改良区が会津東部地区維持管理事業計画に係る新
たな土地改良事業を行うことについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類
を次のとおり縦覧に供する。
平成三十年五月十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成三十年五月十四日から
同 年六月四日まで
(二十二日間)
- 三 縦覧の場所
会津若松市役所

(農村計画課)

福島県告示第四百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第
二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林
水産大臣から通知があった。
平成三十年五月十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
耶麻郡猪苗代町大字三郷字大平五九三の乙二、五九三の乙へ、五九三の乙ネ
一から五九三の乙ネ三まで、五九三の六〇、五九三の六二、五九三の六四、
五九三の六八、五九三の九〇、五九三の一一三
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

福島県告示第四百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第
二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林
水産大臣から通知があった。
平成三十年五月十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
耶麻郡猪苗代町大字関都字大窪四四三七の三
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、猪苗代町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(森林保全課)

- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保
全課及び猪苗代町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第四百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第
二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林
水産大臣から通知があった。
平成三十年五月十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
耶麻郡猪苗代町大字関都字大沢四四四一

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、猪苗代町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び猪苗代町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第四百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十年五月十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東白川郡矢祭町大字宝坂字入宝坂七五の一、七七の一、七九、九二、九六、九九の一、字入ノ平二五

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、矢祭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び矢祭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)